



マイナ保険証をご利用の方へ

後期高齢者医療から大切なお知らせ

令和8年8月から後期高齢者医療の「資格情報のお知らせ」の送付が始まります。

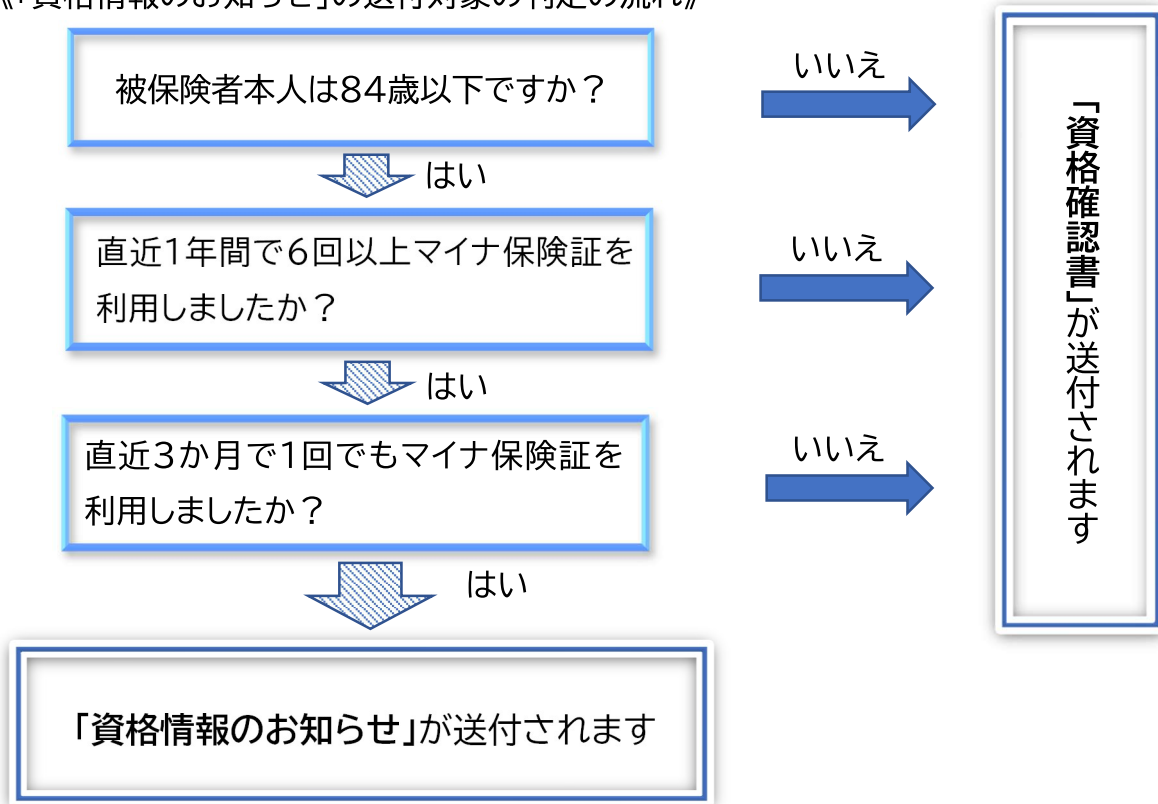
「資格情報のお知らせ」とは…

医療機関の窓口などでマイナ保険証が読み取れない場合に、補助的に使用できるものです。また、市役所などで健康保険の資格を確認する際にも活用できます。

「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんので、医療機関を受診の際はマイナ保険証をご持参ください。

後期高齢者医療では、「資格情報のお知らせ」の対象者を下記の通りに判定し、送付します。

《「資格情報のお知らせ」の送付対象の判定の流れ》



「資格情報のお知らせ」の送付対象となった方は、「資格確認書」が届きません。

次のいずれかに当てはまる方は「資格情報のお知らせ」の送付対象の方でも申請すると「資格確認書」を受け取ることができます。

- ・マイナ保険証を一時的に利用できない方(例:紛失、更新中など)
- ・マイナンバーカードを返納する方
- ・マイナ保険証での受診が困難な方
(例:介助者等の第三者が資格確認を補助する必要があるなど)

※申請には来庁者の本人確認書類(免許証や、マイナンバーカード等)が必要です。

ご不明な点等ございましたら国保市民課国保年金係(Tel43-3316)までご連絡ください。